

全国土地改良事業団体連合会水田・畑作経営所得安定対策等
支援資金貸付規程

平成 23 年 4 月 12 日 制 定

平成 26 年 7 月 7 日 改 正

平成 30 年 7 月 20 日 改 正

(趣旨)

第 1 全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）は、農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2304 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2305 号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）等に基づき、土地改良事業に係る農家の負担金の軽減に必要な資金を貸し付けるため、要綱第 11 の 1 の規定に基づきこの規程を定め、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金（以下「支援資金」という。）は、この規程の定めるところにより貸し付けるものとする。

(貸付対象者)

第 2 支援資金の貸付対象者は、要綱第 10 の 5 の（5）の規定に基づき全土連が認定した水田・畑作経営所得安定対策等支援計画（以下「支援計画」という。）に定められた借入主体（以下「借入主体」という。）とするものとする。

2 土地改良区が設立されていない事業地区において農業協同組合（以下「農協」という。）が借入主体となる場合、当該農協は、全土連が行う貸付けの目的に従い、かつ、償還期限、償還方法その他の貸付条件をその貸付けと同一にして、当該借入れに係る受益者に対し貸し付けることができるものとする。

3 前項の規定により農協が貸付けを行う場合、当該借入れに係る受益者を、要綱第 10 の 1 の（2）に規定する借入主体とみなして、要綱、要領及び本規程等の借入主体に係る規定を、当該受益者に適用することを妨げないものとする。

(貸付条件)

第 3 支援資金の貸付限度額等貸付条件は次のとおりとする。

(1) 貸付限度額は、要綱第 10 の 2 の（1）に規定する額とする。

なお、毎年度の貸付金額は、要領別紙 5 の第 3 の 2 の（4）に規定する負担金に充てるために借り入れる場合は当該年度における借入主体が負担する額の 6 分の 5 以内、要領別紙 5 の第 3 の 2 の（1）から（3）まで及び要領別紙 5 の第 3 の 2 の（5）に規定する償還金に充てるために借り入れる場合は貸付年度において借入主体が負担する額の総額の 6 分の 5 以内とする。

(2) 貸付金額の単位は千円とし、貸付金額の積算に当たり千円未満の金額が生じたときは、切り捨てるものとする。

(3) 貸付額（貸付けが複数年にわたる場合は、貸付累計額）は、支援計画に定めた借入額以内とする。

(4) 貸付利率は、無利子とする。

(5) 償還期限(据置期間を含む。)は 25 年以内、据置期間は 10 年以内とする。

(6) 償還方法は、均等年賦償還によるものとする。

(貸付方法)

第4 貸付けは、全土連から事務委託を受けた都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方土連」という。）を通じて行うものとする。

(借入申請)

第5 借入主体は、要綱第11の2の(1)の規定に基づき支援資金の借入申請を行う場合には、借り入れる年度ごとに水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借入申請書（別記第1号様式）及びその他必要な書類（以下「借入申請書類」という。）を、当該資金の払出しを希望する日の2か月前までに地方土連に提出するものとする。

2 借入申請書類には、次の書類を含むものとする。

- (1) 借入主体が土地改良区の場合にあっては、当該借入れに係る総（代）会の議案書及び議事録、土地改良区以外の場合にあっては、当該借入れに係る受益者の全員が借入れに同意したことを証する書面
- (2) 当該借入金額の算定に係る関係書類
- (3) 連帯保証人一覧表
- (4) その他地方土連が必要とした書類

(保証人等)

第6 全土連は、借入主体から原則として保証人を徴求するものとする。

ただし、借入主体が保証人を徴さない貸付けを希望する場合にあっては、全土連は、別に定めるところにより、信用状況等を勘案して保証人を徴求しないことができるものとする。

2 前項のただし書きの場合であっても、全土連は、貸付後の信用状況等を勘案して、保証人を徴求することができるものとする。

3 全土連は、前2項の規定に基づき保証人を徴求するときは、借入主体が土地改良区の場合は当該土地改良区の理事の全部又は一部を、借入主体が土地改良区以外の場合は当該借入れに同意した受益者の全部又は一部を保証人とするを原則とし、実情に応じ、適当と認められる者も保証人として追加することができるものとする。

4 全土連は、借入主体から保証人以外の担保の申出があり、担保内容が適切と認められる場合には、保証人に代えて担保とすることができるものとする。

5 第2の2の規定に基づき農協が貸付けを行うに当たり、当該農協が受益者から保証人を徴求する場合には、全土連は、第1項の規定にかかわらず、当該農協から保証人を徴求しないことができるものとする。

この場合において、全土連は、当該農協の履行の責任を受益者に対する債権の範囲に限定することができるものとする。

(貸付審査)

第7 地方土連は、第5の1の規定に基づき借入申請書類が提出されたときは、提出された書類の内容を審査するとともに、その結果を水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借入申請報告書（別記第2号様式）により、全土連に報告するものとする。

2 全土連は、前項の規定により地方土連から報告があったときは、特に次の事項に留意して提出された書類の内容を審査するものとする。

- (1) 借入申請の内容が支援計画の内容と齟齬がないこと。
- (2) 借入金額の算定が適当と認められること。

- (3) 保証その他の信用補完が妥当と認められること。
- (4) 借入金の返済が確実に行われると認められること。

(貸付けの適否の決定)

- 第8 全土連は、第7の2の規定による審査の結果、借入申請の内容が適当であると認められるときは、要綱第11の2の(2)の規定に基づき貸付決定を行い、その旨を水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付決定通知書(別記第3号様式)により、地方土連に通知するものとする。
- 2 地方土連は、前項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、借入主体に水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付決定通知書(別記第4号様式)によりその旨を通知するとともに、当該貸付決定通知書等の写しを添付して水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付決定報告書(別記第5号様式)により、関係都道府県知事に報告するものとする。

(貸付条件の変更)

- 第9 地方土連は、借入主体から支援資金の償還期限、償還方法その他の貸付条件等について水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付変更申出書(別記第6号様式)により変更の申出があった場合には、第2から第8までの規定に準じて取り扱うものとする。

(支援資金の払出日)

- 第10 地方土連から借入主体への資金の払出日は、毎月15日及び末日とし、当日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日とするものとする。
- ただし、地方土連が、借入主体の資金計画等において特別の事情があると認めたときは、これ以外の日を払出日とすることができるものとする。
- 2 全土連が地方土連に送金する日は、前項の払出日の前営業日とするものとする。

(支援資金の払出申請)

- 第11 借入主体は、第8の規定による貸付決定通知に係る資金の全部又は一部の払出しを必要とするときは、地方土連に水田・畑作経営所得安定対策等支援資金払出申請書(別記第7号様式)及び水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借用証書(別記第8号様式)(以下「払出関係書類」という。)を払出しを希望する日の20日前までに提出するものとする。

(支援資金の払出)

- 第12 地方土連は、第11の払出関係書類が提出され、当該書類を審査した結果、当該払出しが適当であると認めたときは、借入主体が払出しを希望する日(以下「払出希望日」という。)の9日前までに、全土連に水田・畑作経営所得安定対策等支援資金送金依頼書(別記第9号様式)により送金の依頼を行うものとする。
- 2 全土連は、前項の規定による送金依頼があった場合には、地方土連に送金するとともに、その旨を水田・畑作経営所得安定対策等支援資金送金通知書(別記第10号様式)により、地方土連に通知するものとする。
- 3 地方土連は、前項の規定により全土連から送金があったときは、借入主体が指定した金融機関の口座に振り込むとともに、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金払出通知書(別記第11号様式)により、借入主体に対して通知するものとする。

(支援資金の追加払出)

第 13 借入主体が、第 12 の 3 の規定により貸付決定額の一部につき払出しを受けた場合で、貸付決定額の範囲内で追加の払出しを希望するときは、第 11 及び第 12 の規定に準じて取り扱うものとする。

(債権の管理)

第 14 全土連は、次の事項に留意し、必要な処置を講ずる等債権の管理に当たるものとする。

(1) 支援資金の使途及び事業の進捗状況

(2) 貸付条件の履行状況

(3) その他債権の保全及び回収に必要な事項

2 全土連は、前項の規定に基づき債権管理を行う場合、必要があると認めるときは地方土連を通じて借入主体に対して調査をし、報告を求め、又は指示、請求等ができるものとする。

(支援資金の回収)

第 15 地方土連は、貸し付けた支援資金について、貸付条件で定められた毎年の償還額等につき、当該償還日の 30 日前までに、借入主体ごとに水田・畑作経営所得安定対策等支援資金償還金払込通知書（別記第 12 号様式）を整備し、借入主体に送付するものとする。

2 地方土連は、前項の規定に基づき、借入主体に払込通知書を送付したときは、その内容を水田・畑作経営所得安定対策等支援資金償還金払込通知報告書（別記第 13 号様式）により全土連に報告するものとする。

3 地方土連は、借入主体から支援資金の償還があった場合には、当該償還のあった日から 10 日以内に全土連に送金するとともに、その旨を水田・畑作経営所得安定対策等支援資金償還金送金報告書（別記第 14 号様式）により、全土連に報告するものとする。

(督促)

第 16 地方土連は、借入主体が約定した払込期日を経過した後、なお支援資金の償還金を支払っていない場合は、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金支払案内書（別記第 15 号様式）により、借入主体に支払いの有無の確認を行うものとする。

2 地方土連は、前項の支払案内書を送付したにもかかわらず、なお借入主体が償還金を支払わない場合は、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金支払状況報告書（別記第 16 号様式）により、全土連にその旨を速やかに報告するものとする。

3 全土連は、前項の規定による報告があった場合は、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金督促状（別記第 17 号様式）により、借入主体に対して速やかに督促するとともに、その旨を水田・畑作経営所得安定対策等支援資金督促状送付通知書（別記第 18 号様式）により、地方土連に速やかに通知するものとする。

(延滞金)

第 17 全土連は、借入主体が約定した支払期日までに、支援資金の償還金の全部又は一部を支払わないときは、当該償還すべき期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(調整金の金額の通知等)

- 第 18 支援計画の承認申請をした土地改良区又は市町村（以下「申請主体」という。）は、要領別紙 5 の第 4 に掲げる要件を達成することが困難と見込まれる場合には、要領別紙 5 の第 6 の 2 の（1）の①の規定に基づき、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業未達成報告書（別記第 19 号様式）により、速やかに地方土連に対してその旨の報告を行うものとし、報告を受けた地方土連は、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業未達成地区報告書（別記第 20 号様式）により、都道府県及び全土連に対して、その旨を報告するものとする。
- 2 地方土連は、全土連から要領別紙 5 の第 6 の 2 の（1）の②の規定に基づく通知があったとき又は要領別紙 5 の第 6 の 2 の（1）の③の規定に基づく報告がないときは、要領別紙 5 の第 6 の 2 の（1）の②又は③の規定に基づき、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金調整金徴収通知書（別記第 21 号様式）により、借入主体に対して要綱第 11 の 3 の（1）に規定する調整金を徴収する旨を通知するものとする。
- 3 地方土連は、借入主体から調整金の徴収を行った場合には、第 15 の 3 の規定に準じて取り扱うものとする。
- 4 全土連は、借入主体が調整金につき、第 2 項の通知の際に指定した期日までに支払いを行わない場合には、第 16 及び第 17 の規定に準じて取り扱うものとする。

(繰上償還の金額の通知等)

- 第 19 地方土連は、借入主体が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金繰上償還請求報告書（別記第 22 号様式）により、全土連に対して報告するものとする。
- (1) 要綱第 10 の 3 の規定に定める用途以外に資金が充てられた場合
 - (2) 虚偽の申し出その他不正な手段により資金の貸付けを受けた場合
 - (3) 事業の実績につき虚偽の報告をした場合
 - (4) 報告を要する事項について報告をしなかった場合
 - (5) 支援計画に定められた事業により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む。)が、他に譲渡、転用又は公用収用された場合
 - (6) その他債権の保全又は回収に懸念がある場合
- 2 全土連は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、繰上償還を行わせることが適当と認めたとときは、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金繰上償還請求書（別記第 23 号様式）により、借入主体に対して請求するとともに、その旨を水田・畑作経営所得安定対策等支援資金繰上償還通知書（別記第 24 号様式）により、地方土連に通知するものとする。
- 3 地方土連は、借入主体から水田・畑作経営所得安定対策等支援資金繰上償還申出書（別記第 25 号様式）により、繰上償還をする旨の申出があった場合には、支援資金の全部又は一部を繰上償還させるものとする。
- 4 地方土連は、借入主体から繰上償還金を徴収した場合には、第 15 の 3 の規定に準じて取り扱うものとする。
- 5 全土連は、繰上償還金につき借入主体が延滞した場合には、第 16 及び第 17 の規定に準じて取り扱うものとする。

(報告等)

- 第 20 申請主体は、要領別紙 5 の第 6 の 1 の（1）の規定に基づき、毎年度、平成〇〇年度水田・

畑作経営所得安定対策等支援事業実績報告書（別記第 26 号様式）により、当該年度の事業実績を地方土連に報告するものとする。

- 2 地方土連は、前項の規定により申請主体から報告のあった事業実績を審査の上、その内容が適当であると認めるときは、平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実績報告書（別記第 27 号様式）により、当該実績を都道府県及び全土連に報告するものとする。

第 21 申請主体は、要領別紙 5 の第 6 の 1 の（2）の規定に基づき、要領別紙 5 の第 4 に掲げる要件を達成した場合には、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業要件達成報告書（別記第 28 号様式）により、地方土連に対して、要件達成の報告を行うものとする。

- 2 前項の規定による報告は、達成した時点において速やかに行うものとする。この場合、要件達成報告時の「担い手農地利用集積率」については要領別紙 5 の第 1 の 3 の規定に基づき算定するものとする。
- 3 地方土連は、申請主体から第 1 項の規定による報告があったときは、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業要件達成承認申請書（別記第 29 号様式）により、都道府県知事に対して、承認を申請するものとし、都道府県知事から承認の通知があったときは、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業要件達成承認通知報告書（別記第 30 号様式）により、全土連に対してその旨を報告するとともに、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業要件達成承認通知書（別記第 31 号様式）により、申請主体に通知するものとする。

第 22 地方土連は、借入主体に対し、支援資金に対する報告を求め、又はその職員をして当該資金に関する帳簿、書類等の調査をすることができるものとする。

- 2 借入主体は、支援資金の償還を了するまでの間に、前項の規定により地方土連から支援資金に関する報告を求められ、又はその職員をして当該資金に関する帳簿、書類等の調査を求められた場合は、これに協力するものとする。

（手数料の支払い）

第 23 全土連は、第 2 の 2 の規定により農協が貸付けを行った場合には、別途会長が定めるところにより、農協に対して当該貸付けに係る手数料を支払うものとする。

（実施細則）

第 24 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、農村振興局長の承認のあった日（平成 23 年 4 月 25 日）から施行する。

附 則

この規程は、農村振興局長の承認のあった日（平成 26 年 8 月 6 日）から施行する。

附 則

この規程は、農村振興局長の承認のあった日（平成 30 年 7 月 27 日）から施行する。

(別記第1号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
借 入 申 請 書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿
全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会会長 殿

(借入主体)
住 所

名 称
又は氏名

代表者名 印
借入主体番号

全国土地改良事業団体連合会からの水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入れについて、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第5の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

ふりがな 地区名		認定地区番号	
借入申請金額 (金額は千円未満切捨)	金	円	
資金使途			
償還期限	平成 年 月 日 (うち据置期間 平成 年 月 日 まで)		
償還方法	元金の償還方法 年1回償還 元金の払込期日 毎年 月 日 (初回 平成 年 月 日) 各年元金償還額 初 回 金 円 2回目以降 金 円		
担保措置	連帯保証人 名		
その他事項			

添付資料

- ①土地改良区の場合にあつては、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入れに係る総(代)会の議案書及び議事録、土地改良区以外の場合にあつては、当該借入れに係る受益者の全員が借入れに同意したことを証する書面
 - ②当該借入金額の算定に係る関係書類
 - ③連帯保証人一覧表
 - ④その他連合会が必要とした書類
- (注)裏面に貸付規程を記載する。

(別記第2号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
借入申請報告書

(文書番号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入れについて、借入主体から別添のとおり提出があり、別紙のとおり審査の結果をとりまとめたので報告します。

つきましては、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第8の1の規定に基づき貸付決定をお願いします。

別紙

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
借入申請書類審査結果一覧表

整理 番号	借入 主体 名	借入 主体 番号	地 区 名 が な	認 定 地 区 番 号	借入限 度額	審査結果				
						借入申 請金額	土地改良区の場合 議案書 ・議事 録の有 無	土地改良区以外の場合 借入者 の全員の 同意の有 無	算定に 係る関 係書類 の有無	連帯保 証人一 覧表の 有無

※ 別添資料として、借入主体から提出された水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借入申請書を添付する。

(別記第3号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
貸付決定通知書

(文書番号)

平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

会長 事務受託者

〇〇県土地改良事業団体連合会

会長 殿

全国土地改良事業団体連合会

会長 印

平成 年 月 日付け（文書番号）で報告のあった水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入申請については、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第8の1の規定に基づき、別紙のとおり貸付決定したので通知します。

なお、このことについては、貴職から借入主体に通知するとともに、都道府県に報告願います。

※ 別紙は、別記第4号様式 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付決定通知書を添付する。

(別記第4号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
貸付決定通知書

(文書番号)
平成 年 月 日

(借入主体)

住所
名称

又は氏名

代表者名 殿

借入主体番号	
--------	--

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で借入申請のあった水田・畑作経営所得安定対策等支援資金については、全国土地改良事業団体連合会から下記のとおり貸付決定がありましたので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第8の2の規定に基づき通知します。
なお、後記の条件が付されておりますので、ご留意下さい。

記

ふりがな 地区名		認定地区番号	
貸付決定番号		貸付決定日	平成 年 月 日
貸付決定金額	金 円		
資金用途			
償還期限	平成 年 月 日 (うち据置期間 平成 年 月 日 まで)		
償還方法	元金の償還方法 年1回償還 元金の払込期日 毎年 月 日 (初回 平成 年 月 日) 各年元金償還金 初 回 金 円 2回目以降 金 円		
担保措置	連帯保証人 名		
その他事項			

(条件)

次の各号のいずれかの事由が生じたときは、全国土地改良事業団体連合会においてこの貸付決定を取り消すことができるものとします。

- 1 借入申請及びこれに関連する手続きにおいて虚偽の申出若しくは報告をし、又は報告を要する事項について報告をしなかったとき。
- 2 虚偽の申し出その他不正の手段により資金の貸付けを受けようとしたことが判明したとき。
- 3 全国土地改良事業団体連合会において債権保全のため貸付決定の取消を相当と認める事由が生じたとき。

(別記第5号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
貸付決定報告書

(文書番号)
平成 年 月 日

〇〇県知事 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金について別添のとおり貸付決定されたので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第8の2の規定に基づき、報告いたします。

※別記第2号及び別記第4号様式の写しを添付する。

(別記第6号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
貸付変更申出書

(文書番号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿
全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会会長 殿

(借入主体)
住 所
名 称
又は氏名
代表者名 印
借入主体番号

平成 年 月 日付け(文書番号)で貸付決定された水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の貸付について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第9の規定に基づき下記のとおり変更を願いたく申し出ます。

記

貸付決定番号		
ふりがな 地 区 名		認定地区番号
	変 更 後	変 更 前
借入申請金額 (金額は千円未満切捨)	金 円	金 円
資 金 使 途		
償 還 期 限 (うち据置期間)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日まで)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日まで)
償 還 方 法	元金の払込期日 毎年 月 日 (初回 平成 年 月 日) 各年元金償還額 初 回 金 円 2年目以降 金 円	元金の払込期日 毎年 月 日 (初回 平成 年 月 日) 各年元金償還額 初 回 金 円 2年目以降 金 円
担 保 措 置	連帯保証人 名	連帯保証人 名
そ の 他 事 項		

(別記第7号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
払 出 申 請 書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

会長 事務受託者

〇〇県土地改良事業団体連合会

会長

印

(借入主体)

住 所

名 称

又は氏名

代表者名

印

借入主体番号	
--------	--

平成 年 月 日付け(文書番号)で貸付決定された水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の貸付けについて、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第11の規定に基づき、下記のとおり払出申請いたします。

記

ふりがな 地 区 名	
認定地区番号	
貸付決定番号	
払 出 金 額	金 円
払 出 希 望 日	平成 年 月 日
送 金 先 (1)金融機関名 (2)口座名義人 (3)口座種別 (4)口座番号	〇〇農業協同組合(〇〇銀行)〇〇支店 〇〇〇〇 普通(当座) 〇〇〇〇〇〇〇

(別記第8号様式)

収入
印紙

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借用証書

	借入主体番号	
	貸付決定日	平成 年 月 日
	貸付決定番号	
借用金額	金 円	
資金使途		
利 率	無利子	
償還期限 及び償還方法	償還期限 平成 年 月 日 (うち据置期間 平成 年 月 日まで)	
	償還方法 ・元金の償還方法 年1回償還 ・元金の払込期日 毎年 月 日 (初回 平成 年 月 日) ・各年元金償還額 初 回 金 円 2回目以降 金 円	
償還金の支払場所	貴会の指定した金融機関の口座への送金により支払います。	

上記のとおり全国土地改良事業団体連合会から正に借用し金員を受領しました。
については上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿
全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会会長 殿

債務者 住 所
名 称

又は氏名
代表者

印 捨印

特約条項

(適用条項)

第1条 債務者（以下「乙」という。）が、全国土地改良事業団体連合会（以下「甲」という。）から表記の条件により借り入れた債務については、甲が制定した水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）及びこの特約条項の規定を適用します。

(借入金の使途)

第2条 乙は、この借入金を、この証書に記載された使途のみに使用します。

(調整金)

第3条 乙は、貸付規程第18の2の規定による通知があったときは、調整金の徴収の通知があった年度に属する最終の約定期日（ただし、据置期間中にある場合は、償還期間中における約定期日と同じ月日をいう。以下この条において同じ。）の翌日から最終の弁済日までの間について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金を貸し付けた日の株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の年利率と同一の割合で同一の利息（年賦均等）の計算方法により算出した額を、調整金として甲の事務受託者である都道府県土地改良事業団体連合会（以下「丙」という。）に対して支払います。

2 前項の調整金は、調整金の徴収の通知があった年度の翌年度の約定期日から最終の弁済を受ける日まで、前回の約定期日の翌日から当該約定期日までに発生した調整金を、各約定期日において、約定償還額に加算して支払うものとします。

(繰上償還)

第4条 乙は、甲が、次の各号のいずれかに該当すると認め、債権の全部又は一部につき、繰上償還の請求をした場合には、期限の利益を失い、償還期限にかかわらず、その債務を弁済します。

- (1) 乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、第2条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が、この契約の締結に際し、又は貸付後に、甲に対して虚偽の申し出若しくは報告をし、又は報告を要する事項について報告をしなかったとき。
- (4) 虚偽の申し出その他不正の手段により資金の貸付けを受けたとき。
- (5) 乙が、支援資金に係る事業により改良、造成、復旧又は取得された施設（土地を含む。）が、他に譲渡、転用又は公用収用されたとき。
- (6) この借入金の全部の払出しを受けた後3ヶ月以内に使用しないとき（その使用されなかった部分）
- (7) この借入金が貸付限度額を超過していることが判明したとき（その超過額）
- (8) その他甲の債権保全を相当と認める事由が生じたとき。

(延滞金)

第5条 乙は、この証書に記載された弁済期日又は前条の規定により繰上償還を請求された場合における甲の指定期日までに弁済すべき金額の全部又は一部を弁済しなかったときは、当該金額のほか、その期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該金額につき年10.95%の割合で計算した額を延滞金として甲に支払います。

(弁済の充当順位)

第6条 甲は、乙から債務の全部を弁済するに足りない金額の払込みがあった場合において、その払込みが1弁済期に係るものにあつては、調整金、延滞金、元金の順に充当するものとします。

2 前項の場合において、払込みが2以上の弁済期に係るときは、弁済期の到来の順に充当するものとします。

(報告及び調査)

第7条 乙は、次の各号の事由が生じた場合には、遅滞なく甲及び丙に報告します。

- (1) 貸付規程第18の1に規定する要件を達成することが困難であると見込まれるとき。
- (2) その他甲が指示したとき。

2 乙は、甲及び丙が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、支援資金に関する帳簿、書類等を調査することを承諾します。

(経理上の措置)

第8条 乙は、この借入金の使途を明らかにするとともに、区分経理、証拠書類の保管等を行います。

(費用負担)

第9条 乙は、この借入金及び担保に関する一切の費用を負担します。

(連帯保証人)

第10条 連帯保証人は、この契約に基づき乙が甲に対し負担する一切の債務について、下記極度額の範囲で、乙に連帯してこれを保証します。

2 連帯保証人は、甲がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除してもこれによる免責を主張しません。

(個人情報保護に関する約定)

第11条 乙（乙が法人である場合には、乙の代表者を指す。）及び連帯保証人は、甲及び丙が本契約に関連して取得した乙及び連帯保証人の個人情報を次の各号に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うことに同意します。

- (1) 与信判断並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び行使
- (2) 乙との交渉経過その他の事実に関わる記録の保存
- (3) 与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保の差入れ
- (4) 甲及び丙における土地改良事業に係る調査及び研究

(合意管轄)

第12条 乙、連帯保証人は、この契約に関する訴訟につき、甲の住所を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

連帯保証人一覧表

住 所	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)	印	極 度 額 (円)

捨印

捨印

捨印

捨印

捨印

(注) 裏面に貸付規程を記載する。

転貸用 (農協→全土連)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借用証書

収入
印紙

	借入主体番号	
	貸付決定日	平成 年 月 日
	貸付決定番号	
借用金額	金 円	
資金使途	転 貸	
転貸先資金使途		
転貸先名	別紙「転貸先一覧」記載のとおり	
利 率	無利子	
償還期限 及び 償還方法	償還期限 平成 年 月 日 (うち据置期間 平成 年 月 日まで) 償還方法 ・元金の償還方法 年1回償還 ・元金の払込期日 毎年 月 日 (初回 平成 年 月 日) ・各年元金償還額 初 回 金 円 2年目以降 金 円	
償還金の支払場所	貴会の指定した金融機関の口座への送金により支払います。	
責任限定特約の有無	有 無	

上記のとおり全国土地改良事業団体連合会から正に借用し金員を受領しました。
 ついては上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
 会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
 会長 事務受託者

〇〇県土地改良事業団体連合会会長 殿

債務者 住 所

名 称 〇〇農業協同組合

代表者

印

捨印

特約条項

(適用条項)

第1条 ○○農業協同組合（以下「乙」という。）が、全国土地改良事業団体連合会（以下「甲」という。）から表記の条件により表記転貸先（以下「丙」という。）に貸し付けるために借り入れた債務については、甲が制定した水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）及びこの特約条項の規定を適用します。

(借入金の使途等)

第2条 乙は、この借入金を、この証書に記載された使途のみに使用します。

2 乙は、貸付規程第2の2の規定に基づき、甲から借り入れたこの資金と同額を、丙に対して、利率、償還期限及び償還方法を甲乙間の条件と同一にし、かつ、甲の定める乙丙間の借用証書の特約条項を付して転貸します。

(調整金)

第3条 乙は、貸付規程第18の2の規定による通知があったときは、調整金の徴収の通知があった年度に属する最終の約定期日（ただし、据置期間中にある場合は、償還期間中における約定期日と同じ月日をいう。以下この条において同じ。）の翌日から最終の弁済日までの間について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金を貸し付けた日の株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の年利率と同一の割合で同一の利息（年賦均等）の計算方法により算出した額を、調整金として甲の事務受託者である都道府県土地改良事業団体連合会（以下「丁」という。）に対して支払います。

2 前項の調整金は、調整金の徴収の通知があった年度の翌年度の約定期日から最終の弁済を受ける日まで、前回の約定期日の翌日から当該約定期日までに発生した調整金を、各約定期日において、約定償還額に加算して支払うものとします。

3 乙は、前2項の規定により丙から調整金を受領した場合、この借入れに係る調整金として、丁に対し速やかにその調整金相当額を支払います。

(繰上償還)

第4条 乙は、甲が、次の各号のいずれかに該当すると認め、債権の全部又は一部につき、繰上償還の請求をした場合には、期限の利益を失い、償還期限にかかわらず、その債務を弁済します。

(1) 乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(2) 乙が、第2条第1項の規定に違反したとき。

(3) 乙が、この契約の締結に際し、又は貸付後に、甲に対して虚偽の申し出若しくは報告をし、又は報告を要する事項について報告をしなかったとき。

(4) 虚偽の申し出その他不正の手段により資金の貸付けを受けたとき。

(5) この借入金の全部の払出しを受けた後3ヶ月以内に転貸しないとき（その転貸されなかった部分）

(6) この借入金が増付限度額を超過していることが判明したとき（その超過額）

(7) その他甲の債権保全を相当と認める事由が生じたとき。

(転貸債権の繰上償還)

第5条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し繰上償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に協議して、その承認を受けるものとします。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し繰上償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、受領の日から2週間以内に受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に弁済します。

3 甲は、乙丙間の特約に基づき丙に対し繰上償還を請求できる場合には、丙に繰上償還の請求をするよう乙に対して指示することができるものとします。

(延滞金)

第6条 乙は、この証書に記載された弁済期日又は第4条の規定により繰上償還を請求された場合並びに前条第2項の規定により弁済する場合における甲の指定期日までに弁済すべき金額の全部又は一部を弁済しなかったときは、当該金額のほか、その期日の翌日

から支払いの日までの日数に応じ、当該金額につき年10.95%の割合で計算した額を延滞金として甲に支払います。

(弁済の充当順位)

第7条 甲は、乙から債務の全部を弁済するに足りない金額の払込みがあった場合において、その払込みが1弁済期に係るものにあつては、調整金、延滞金、元金の順に充当するものとします。

2 前項の場合において、払込みが2以上の弁済期に係るときは、弁済期の到来の順に充当するものとします。

(報告及び調査)

第8条 乙は、次の各号の事由が生じた場合には、遅滞なく甲及び丁に報告します。

(1) 貸付規程第18の1に規定する要件を達成することが困難であると見込まれるとき。

(2) その他甲が指示したとき。

2 乙は、甲及び丁が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、支援資金に関する帳簿、書類等を調査することを承諾します。

(経理上の措置)

第9条 乙は、この借入金の使途を明らかにするとともに、区分経理、証拠書類の保管等を行います。

(費用負担等)

第10条 乙は、この借入金及び担保に関する一切の費用を負担します。

2 乙は、手数料、調査料、その他いかなる名義をもってするものであっても、丙から費用を徴収しません。

3 甲は、乙の第2条第2項に係る事務に対する手数料を、甲の定めるところにより支払うものとします。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人は、この契約に基づき乙が甲に対し負担する一切の債務について、下記極度額の範囲で、乙に連帯してこれを保証します。

2 連帯保証人は、甲がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除してもこれによる免責を主張しません。

(個人情報保護に関する約定)

第12条 乙の代表者及び連帯保証人は、甲及び丁が本契約に関連して取得した乙及び連帯保証人の個人情報を次の各号に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うことに同意します。

(1) 与信判断並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び行使

(2) 乙との交渉経過その他の事実に関わる記録の保存

(3) 与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保の差入れ

(4) 甲及び丁における土地改良事業に係る調査及び研究

(合意管轄)

第13条 乙、連帯保証人は、この契約に関する訴訟につき、甲の住所を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

責任限定特約

- ・ 表記「責任限定特約の有無」欄において、「有」が選択されている場合には、上記の条項に加え、以下の条項の適用があるものとします。

(転貸債権の譲渡担保)

第14条 乙は、この契約に基づき甲に対し負担する一切の債務を担保するため、乙がこの

借入れによる資金を丙に転貸したことにより丙に対し現在及び将来有するすべての転貸債権を、甲に対して譲渡しました。

- 2 乙は、前項の規定による債権譲渡の対抗要件として、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「動産・債権譲渡特例法」という。）第4条第1項に規定する登記手続を遅滞なく行い、登記完了後速やかに、その登記事項証明書（同法第11条第2項に規定する「登記事項証明書」をいう。）及び登記があった旨の記載された乙の概要記録事項証明書（同法第13条第1項に規定する「概要記録事項証明書」をいう。）を甲に提出します。なお、登記の存続期間その他の登記に必要な事項については、甲において相当と認める方法によるものとします。
- 3 乙は、登記事項又は譲渡担保債権の内容について変更、追加、存続期間延長等の合意がなされたときも、これに必要な登記等の一切の手続きを行います。
- 4 甲及び乙は、動産・債権譲渡特例法第4条第2項に規定する対抗要件を具備しようとする場合、相手方との協議を要するものとします。
- 5 前3項の登記手続等に要する費用は乙の負担とします。
- 6 乙は、甲から反対の意思を表示された場合を除き、本条の規定に基づく譲渡が行われた後も、甲から委任を受けたものとして、転貸債権の管理及び回収を行うものとします。

（責任財産の限定）

第15条 乙は、この契約に基づく融資金債権につき、前条第1項の規定により譲渡担保とされた転貸債権及びこれに附随する保証債務履行請求権並びにこれらに附帯する債権（弁済金その他これらの代替物を含み、以下、これらを「責任財産」という。）の限度においてのみ、甲に対して履行の責任を負担します。

- 2 甲は、乙の責任財産以外の財産に対し、差押、仮差押若しくはその他の強制執行手続きの開始又は保全命令の申立てを行わないものとし、係る申立てを行う権利を放棄します。
- 3 甲は、本件責任財産のすべてを充当しても、この契約に基づく融資金債権に係る債務が完済されず、乙に対する債権が残存する場合、乙に対し、当該残存部分につき、その債権を放棄するものとします。
- 4 前3項の規定にかかわらず、乙は、善良な管理者の注意義務をもって、前条第6項の管理、回収業務を行う責めを負います。
- 5 第1項から第3項までの規定は、乙が第4条各号のいずれかの事由に該当した場合（ただし、同条第1号の規定に該当する場合にあっては、丙の債務不履行により丙からの弁済金が乙の甲に対する約定償還額に不足するため、乙がこの契約に基づく義務を履行できない場合を除く。）には、適用しないものとします。

連帯保証人一覧表 （（注）責任限定特約を選択する場合は記載不要です。）

住 所	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)	印	極 度 額 (円)

捨印
捨印
捨印
捨印

（注）裏面に貸付規程を記載する。

別紙

転貸先一覧

〇〇農業協同組合

整理番号	住 所	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)	借入金額 (円)

転貸用 (転貸先 (農家) →農協)

収入
印紙

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借用証書

借用金額	金 円
資金使途	
利 率	無利子
償還期限 及び 償還方法	償還期限 平成 年 月 日 (うち据置期間 平成 年 月 日まで) 償還方法 ・元金の償還方法 年1回償還 ・元金の払込期日 毎年 月 日 (初回 平成 年 月 日) ・各年元金償還額 初 回 金 円 2回目以降 金 円
償還金の支払場所	貴組合の指定した金融機関の口座への送金により支払います。

上記のとおり〇〇農業協同組合から正に借用し金員を受領しました。については上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

平成 年 月 日

〇〇農業協同組合 御中

債務者 住 所
名 称
又は氏名
代表者

印

捨印

特約条項

(適用条項)

第1条 債務者（以下「丙」という。）が、〇〇農業協同組合（以下「乙」という。）から表記の条件により借り入れた債務については、全国土地改良事業団体連合会（以下「甲」という。）が制定した水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）及びこの特約条項の規定を適用します。

(借入金の使途)

第2条 丙は、乙が丙に貸し付けるために甲から借り入れたこの資金を乙から転借し、この転借した借入金を、この証書に記載された使途のみに使用します。

(調整金)

第3条 丙は、乙から、貸付規程第18の2の規定による通知があったときは、調整金の徴収の通知があった年度に属する最終の約定期日（ただし、据置期間中にある場合は、償還期間中における約定期日と同じ月日をいう。以下この条において同じ。）の翌日から最終の弁済日までの間について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金を貸し付けた日の株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の年利率と同一の割合で同一の利息（年賦均等）の計算方法により算出した額を、調整金として乙に対して支払います。

2 前項の調整金は、調整金の徴収の通知があった年度の翌年度の約定期日から最終の弁済を受ける日まで、前回の約定期日の翌日から当該約定期日までに発生した調整金を、各約定期日において、約定償還額に加算して支払うものとします。

(繰上償還)

第4条 丙は、乙が、次の各号のいずれかに該当すると認め、債権の全部又は一部につき、繰上償還の請求をした場合には、期限の利益を失い、償還期限にかかわらず、その債務を弁済します。

- (1) 丙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (2) 丙が、第2条の規定に違反したとき。
- (3) 丙が、この契約の締結に際し、又は貸付後に、乙に対して虚偽の申し出若しくは報告をし、又は報告を要する事項について報告をしなかったとき。
- (4) 虚偽の申し出その他不正の手段により資金の貸付けを受けたとき。
- (5) 丙が、支援資金に係る事業により改良、造成、復旧又は取得された施設（土地を含む。）が、他に譲渡、転用又は公用収用されたとき。
- (6) この転借した借入金の全部の払出しを受けた後3ヶ月以内に使用しないとき（その使用されなかった部分）
- (7) この借入金が貸付限度額を超過していることが判明したとき（その超過額）
- (8) その他乙の債権保全を相当と認める事由が生じたとき。

(延滞金)

第5条 丙は、この証書に記載された弁済期日又は前条の規定により繰上償還を請求された場合における乙の指定期日までに弁済すべき金額の全部又は一部を弁済しなかったときは、当該金額のほか、その期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該金額につき年10.95%の割合で計算した額を延滞金として乙に支払います。

(弁済の充当順位)

第6条 乙は、丙から債務の全部を弁済するに足りない金額の払込みがあった場合において、その払込みが1弁済期に係るものにあつては、調整金、延滞金、元金の順に充当するものとします。

2 前項の場合において、払込みが2以上の弁済期に係るときは、弁済期の到来の順に充当するものとします。

(報告及び調査)

第7条 丙は、次の各号の事由が生じた場合には、遅滞なく乙に報告します。

- (1) 貸付規程第18の1に規定する要件を達成することが困難であると見込まれるとき。
- (2) その他甲又は乙が指示したとき。

2 丙は、甲及び甲の事務受託者である都道府県土地改良事業団体連合会（以下「丁」という。）又は乙が、丙の事務所その他必要な場所に立ち入り、支援資金に関する帳簿、書類等を調査することを承諾します。

(経理上の措置)

第8条 丙は、この借入金の使途を明らかにするとともに、区分経理、証拠書類の保管等を行います。

(費用負担)

第9条 丙は、この借入金及び担保に関し丙が負担すべき費用について負担します。

(連帯保証人)

第10条 連帯保証人は、この契約に基づき丙が乙に対し負担する一切の債務について、下記極度額の範囲で、丙に連帯してこれを保証します。

2 連帯保証人は、乙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除してもこれによる免責を主張しません。

(個人情報保護に関する約定)

第11条 丙（丙が法人である場合には、丙の代表者を指す。）及び連帯保証人は、甲、乙及び丁が本契約に関連して取得した丙及び連帯保証人の個人情報を次の各号に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うことに同意します。

- (1) 与信判断並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び行使
- (2) 丙との交渉経過その他の事実に関わる記録の保存
- (3) 与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保の差入れ
- (4) 甲及び丁における土地改良事業に係る調査及び研究

(合意管轄)

第12条 丙、連帯保証人は、この契約に関する訴訟につき、乙の住所を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

連帯保証人一覧表

住 所	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)	印	極 度 額 (円)

捨印
捨印
捨印
捨印
捨印

(注) 裏面に貸付規程を記載する。

(別記第9号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
送 金 依 頼 書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の貸付けに当たり、借入主体から提出された払出関係書類が整っていることを確認したので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第12の2の規定に基づき、下記のとおり送金願います。

記

送 金 依 頼 金 額	金 円 (内訳は別表のとおり)
払 出 予 定 日	平成 年 月 日 (別表のとおり)
送 金 先 (1)金融機関名 (2)口座名義人 (3)口座種別 (4)口座番号	〇〇農業協同組合(〇〇銀行)〇〇支店 〇〇〇〇 普通(当座) 〇〇〇〇〇〇〇〇
備 考	

添付書類 別記第7号様式及び別記第8号様式の写しを添付する。

(別記第9号様式)

別表

整理 番号	借入 主体名	借入主体 番号	認定地区 番号	貸付決定 番号	貸付 決定日	払出金額	払出 予定日	備考

(別記第10号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
送 金 通 知 書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で送金依頼のあった水田・畑作経営所得安定対策等支援資金については、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第12の2の規定に基づき、下記のとおり、別途送金するので通知します。

記

送 金 日	平成 年 月 日
送 金 額	金 円
送 金 先 (1)金融機関名 (2)口座名義人 (3)口座種別 (4)口座番号	〇〇農業協同組合(〇〇銀行)〇〇支店 〇〇〇〇 普通(当座) 〇〇〇〇〇〇〇〇

別添資料 送金内訳書を添付する(記載内容及び様式は別記第9号様式の別表に準ずる。)

(別記第11号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
払 出 通 知 書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

(借入主体)

住 所
名 称

又は氏名

代表者名 殿

借入主体番号	
--------	--

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で払出申請のあった水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の払出については、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第12の3の規定に基づき、下記のとおり振り込みましたので通知します。

記

貸付決定番号	
払出金額	金 円
払出日	平成 年 月 日
備考	

(別記第12号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
償還金払込通知書

(文書番号)

平成 年 月 日

(借入主体)

住 所
名 称

又は氏名

代表者名 殿

借入主体番号	
--------	--

全国土地改良事業団体連合会

会長 事務受託者

〇〇県土地改良事業団体連合会

会長 印

平成 年度の水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の償還金については、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第15の1の規定により、別表のとおり通知します。

なお、当償還金につきましては、所定の期日までに下記の金融機関に振込みをお願いします。

記

送金先	
(1)金融機関名	〇〇農業協同組合(〇〇銀行) 〇〇支店
(2)口座名義人	〇〇〇〇
(3)口座種別	普通(当座)
(4)口座番号	〇〇〇〇〇〇〇

別表

整理番号	貸付決定番号	償還額	償還年月日	備考

(別記第13号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
償還金払込通知報告書

(文書番号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で、平成 年度の償還金について別表のとおり借入主体に通知しましたので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第15の2の規定に基づき報告します。

別表

平成 年度 償還金払込通知一覧表

整理番号	借入主体名	借入主体番号	貸付決定番号	償還額	償還年月日	備考

(別記第14号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
償還金送金報告書

(文書番号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年度の償還金について別表のとおり借入主体から償還があり、これを平成〇年〇月〇日に送金しましたので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第15の3の規定に基づき報告します。

別表

平成 年度 償還金払込一覧表

整理番号	借入主体名	借入主体番号	貸付決定番号	払込額	払込年月日	備考

(別記第15号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金

支 払 案 内 書

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

(借入主体)

住 所

名 称

又は氏名

代表者名

殿

借入主体番号

全国土地改良事業団体連合会

会長 事務受託者

〇〇県土地改良事業団体連合会

会長

印

平成 年 月 日付け(文書番号)で通知しました下記の水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の償還金について、平成 年 月 日現在でまだ支払われておりません。

つきましては、お支払いの有無をご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

整理番号	
ふりがな 地区名	
認定地区番号	
貸付決定番号	
平成 年度 償還金	納期限 平成 年 月 日
償還額	金 円
送金先	
(1) 金融機関名	〇〇農業協同組合(〇〇銀行) 〇〇支店
(2) 口座名義人	〇〇〇〇
(3) 口座種別	普通(当座)
(4) 口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

(別記第16号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
支 払 状 況 報 告 書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の償還金について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第16の1の規定により、借入主体に対して支払いの有無の確認の案内をしましたが、別紙のとおり、平成 年 月 日現在でなお支払われておりませんので報告します。

別紙

支払状況一覧表

整理 番号	借入主体名	借入主体 番号	貸付決定 番号	償還額	償還年月日	滞納額	案内書送付 年月日	備 考

(別記第17号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
督 促 状

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

(借入主体)

住 所
名 称

又は氏名

代表者名 殿

借入主体番号	
--------	--

全国土地改良事業団体連合会
会長 印

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第16の3の規定により、滞納されている下記の支援資金について督促します。

記

整理番号	
地区名	
認定地区番号	
貸付決定番号	
平成 年度 償還金	納期限 平成 年 月 日
滞納額	金 円
延滞金	延滞日数 日 年率10.95% 金 円
合計	金 円
指定納期限	平成 年 月 日
送 金 先	
(1)金融機関名	〇〇農業協同組合(〇〇銀行)〇〇支店
(2)口座名義人	〇〇〇〇
(3)口座種別	普通(当座)
(4)口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

上記のとおり滞納となっていますから至急納付して下さい。

(別記第18号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
督促状送付通知書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で報告のあった滞納に係る償還金について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金督促状を別添のとおり借入主体に送付したので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第16の3の規定に基づき通知します。

※ 別添として、別記第17号様式の写しを添付する。

(別記第19号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業
未達成報告書

(文書番号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

住 所
名 称 〇〇土地改良区
代表者名 印
(〇〇市町村長 印)

平成 年 月 日付け(文書番号)で全国土地改良事業団体連合会から認定を受けた水田・畑作経営所得安定対策等支援計画について、目標年度までに要件を達成することが困難となりましたので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第18の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 地区名
- 2 認定地区番号
- 3 申請時の集積率
- 4 目標年度の集積率(目標値)
- 5 目標年度の集積率(見通し)
- 6 要件達成が困難な理由

(別記第20号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業
未達成地区報告書

(文書番号)

平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿
(〇〇県知事 殿)

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で、別添のとおり土地改良区(又は市町村)から報告があったので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第18の1の規定に基づき報告します。

※ 別記第19号様式の写しを添付する。

(別記第21号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
調整金徴収通知書

(文書番号)
平成 年 月 日

(借入主体)

住 所
名 称

又は氏名

代表者名

殿

借入主体番号

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で、〇〇土地改良区(又は〇〇市町村)から、水田・畑作経営所得安定対策等支援計画について目標年度までにその要件を達成することが困難である旨の報告があり、(又は目標年度までに要件達成の報告がなく、)全国土地改良事業団体連合会より調整金の徴収が必要であるとの決定がありましたので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第18の2の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 調整金額 金 円
- 2 調整金納入期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 調整金納入期日 毎年 月 日

※ 調整金支払計画表(年賦支払計算書)を添付する。

(別記第 2 2 号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
繰上償還請求報告書

(文書番号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付けで締結した水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の貸付けについては、下記のとおり、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第19の1（又は水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借用証書の特約条項第4条）に規定する繰上償還請求事項に該当すると認められるので、報告します。

記

1. 地区名 ふりがな
2. 認定地区番号
3. 貸付決定番号
4. 繰上償還請求額 金 円
5. 繰上償還金の納期限 平成 年 月 日
6. 送金先
 - (1) 金融機関名 〇〇農業協同組合(〇〇銀行)〇〇支店
 - (2) 口座名義人 〇〇〇〇
 - (3) 口座種別 普通(当座)
 - (4) 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇
7. 繰上償還を請求する理由 貸付規程 第19の1の(〇)の〇〇に該当
(又は特約条項第4条の〇〇に該当)

(別記第 2 3 号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
繰上償還請求書

平成 年 月 日

(借入主体)

住 所
名 称

又は氏名

代表者名 殿

借入主体番号	
--------	--

全国土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付けで締結した水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の貸付けについては、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第19の1（又は水田・畑作経営所得安定対策等支援資金借用証書の特約条項第4条）の規定により、下記のとおり繰上償還を請求します。

記

1. ^{ふりがな}地区名
2. 認定地区番号
3. 貸付決定番号
4. 繰上償還請求額 金 円
5. 繰上償還金の納期限 平成 年 月 日
6. 送金先
 - (1) 金融機関名 ○○農業協同組合(○○銀行)○○支店
 - (2) 口座名義人 ○○○○
 - (3) 口座種別 普通(当座)
 - (4) 口座番号 ○○○○○○○○
7. 繰上償還を請求する理由 貸付規程 第19の1の(○)の○○に該当
(又は特約条項第4条の○○に該当)

(別記第24号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
繰上償還通知書

(文書番号)

平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で報告のあった水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の繰上償還については、別添のとおり借入主体に繰上償還の請求を行ったので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第19の2の規定に基づき通知します。

添付書類

- ・別記第23号様式 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金繰上償還請求書の写し

(別記第25号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援資金
繰上償還申出書

(文書番号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

(借入主体)

住 所
名 称

又は氏名

代表者名 印

借入主体番号	
--------	--

平成 年 月 日付けで締結した水田・畑作経営所得安定対策等支援資金について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第19の3の規定に基づき、下記のとおり繰上償還を申し出ますので繰上償還の手続方よろしくお願いします。

記

1. 地区名 ふりがな
2. 認定地区番号
3. 貸付決定番号
4. 繰上償還額 金 円
5. 繰上償還予定日 平成 年 月 日
6. 繰上償還する理由

(別記第26号様式)

平成〇〇年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実績報告書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

住 所
名 称 〇〇土地改良区
代表者名 印
(〇〇市町村長 印)

平成〇〇年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の実績について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第20の1の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 地区名	
2. 借入主体名	
3. 認定地区番号	
4. 当該年度の借入額	円
5. 当該年度までの借入累計額	円
6. 当該年度の償還額	円
7. 当該年度までの償還累計額	円
8. 借入残高(5-7)	円

(別記第27号様式)

平成〇〇年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実績報告書

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿
(〇〇県知事 殿)

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成〇〇年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の実績について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第20の2の規定に基づき別表のとおり報告します。

別表は、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施要領の別紙様式第2号を活用して添付する。

(別記第28号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業要件達成報告書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

住 所
名 称 〇〇土地改良区
代表者名 印
(〇〇市町村長 印)

水田・畑作経営所得安定対策等支援計画の要件を達成したので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第21の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

ふりがな 地 区 名			
認定地区番号			
	受益面積 (ha) ①	担い手経営等農用地面積 (ha) ②	担い手農地利用集積率 (%) ② / ① × 100
採 択 時(〇〇年度)			
目 標 年 度(〇〇年度)			
達 成 年 度(〇〇年度)			

(別記第29号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業要件達成承認申請書

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

〇〇県知事 殿

全国土地改良事業団体連合会

会長 事務受託者

〇〇県土地改良事業団体連合会

会長 印

水田・畑作経営所得安定対策等支援計画の要件達成の承認を受けたく、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第21の3の規定に基づき、下記の地区について申請します。

記

ふりがな 地区名	認定地区番号	達成要件	
		採択時(%)	達成時(%)

(別記第30号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業
要件達成承認通知報告書

(文書番号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で、〇〇県知事から下記の地区について経営所得安定対策等支援計画の要件達成の承認通知があったので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第21の3の規定に基づき報告します。

記

ふりがな 地区名	認定地区番号	達成要件	
		採択時(%)	達成時(%)

※ 添付資料 知事の承認書の写しを添付する。

(別記第31号様式)

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業
要件達成承認通知書

(文書番号)
平成 年 月 日

住 所
名 称 ○○土地改良区
代表者名 殿
(○○市町村長 殿)

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
○○県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年 月 日付け(文書番号)で報告のあった地区については、別添写しのとおり○○県知事から承認する旨通知があったので、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程第21の3の規定に基づき通知します。

※ 添付資料 知事の承認書の写しを添付する。